

令和3年第4回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	12月7日(火) 6 人
2	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
3	個人	山田けんたろう 議 員	
4	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
5	個人	野 村 ひ ろ し 議 員	
6	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
7	個人	青 山 直 道 議 員	12月8日(水) 5 人
8	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
9	個人	大 島 令 子 議 員	
10	個人	川 合 保 生 議 員	
11	個人	加 藤 和 男 議 員	
12	個人	富 田 え い じ 議 員	12月9日(木) 5 人
13	個人	わたなべさつ子 議 員	
14	個人	な か じ ま 和 代 議 員	
15	個人	さ と う ゆ み 議 員	
16	個人	石 じ ま き よ し 議 員	

令和3年第4回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第3号 11月16日		件 名 新疆ウイグル自治区における人権侵害問題に関して意見書を求める請願 要 旨 新疆ウイグル自治区において、大規模な人権侵害がされている報道等が世界中でされている。国民もこの実情を知ること、政府や国会が懸念の表明に終始することなく、人権重視の姿勢を明確に示す趣旨から下記の事項の実現を求める。 1 日本政府や国会に対して上記趣旨の意見書の提出をすること。 2 国民が知る機会として、関連図書の提供や講演会の開催等を進めること。	請願者 春日井市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 紹介議員 富田えいじ	



新疆ウイグル自治区における人権侵害問題に関して意見書を求める請願書

令和 3 年 11 月 16 日

長久手市議会議長 伊藤祐司殿

請願者 住所 春日井市

氏名

紹介議員 長久手市議会議員

畠田えいし

1 請願趣旨

新疆ウイグル自治区において 100 万人以上のウイグル人等が再教育施設に拘留されていることや、組織的な性暴力など大規模な人権侵害がされている報道、報告書、証言が、世界中で次々とされています。また約 2,000 人の在日ウイグル人が故郷の家族との連絡やパスポートの更新などで困難な状況にあるとの証言もあります。

これに対して、今年に入りアメリカ政府・カナダ議会・オランダ議会・イギリス議会・リトアニア議会・チェコ議会は「ジェノサイド」と認定し、ベルギー議会は「ジェノサイドの深刻な危機」との決議を採択、ニュージーランド議会・イタリア議会は「深刻な人権侵害」との決議を採択、ドイツ議会人権委員会は「人道に対する罪」に認定し、アメリカ・カナダ・イギリス・EU はウイグル問題で制裁を発表しました。

一方日本では、超党派議連が発足し政府に厳しい対応を求める動きを始め、今年だけでも 42 の地方議会や中学生を含めた多くの一般市民の行動も広がりつつありますが、この問題を知らない人が多い現状にあります。綿製品や太陽光発電製品など新疆ウイグル自治区での強制労働が疑われている製品が日本でも数多く販売され、平和の祭典である北京冬季五輪に参加する日本選手もいる中、国民もこの実情を知ること、政府や国会が懸念の表明に終始することなく、人権重視の姿勢を明確に示す必要があると考えます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を求めます。

2 請願事項

- (1) 日本政府や国会に対して、新疆ウイグル自治区の人権侵害や在日ウイグル人の実情を早急に調査して頂き、人権侵害が確認された場合は厳重な抗議を行うことや、在日ウイグル人の保護を求める意見書の提出をお願い致します。
- (2) 国民の方々がこれらの問題を知る機会として、関連図書の提供や講演会の開催などを進めて頂きますようお願い致します。

以上



令和3年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 11月15日		地元自治体との連携による経営 支援体制確立と地域商工業振興 に対する施策の拡充に係る陳情書	名古屋市中村区 愛知県商工会連合会 会長 長久手市 長久手市商工会 会長 副会長 副会長	



長久手市議会

議長 伊 藤 祐 司 様

陳 情 書



令和3年11月15日

愛知県商工会連合会

名古屋市中村区

長久手市商工会

長久手市

日ごろは、中小企業の指導育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した「令和3年度商工会長会議」において、別添の内容について、満場一致で決議いたしました。

つきましては、私ども商工会、青年部・女性部を含め4万2千有余会員の総意をご賢察いただき、これらの決議事項実現のため特段のご配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

「地元自治体との連携による経営支援体制確立と 地域商工業振興に対する施策の拡充」

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援の 拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの中小企業・小規模事業者が、先行きが見通せず、大きな不安感と危機感に覆われている。特に、飲食店に対する営業時間短縮要請による売上の減少や飲食店との取引事業者の売上の減少により、特に小規模な飲食業者は経営の悪化から、廃業・倒産が懸念されている。

そのため、コロナが収束するまでの期間において、飲食業者をはじめ経営基盤の脆弱な小規模事業者の事業の継続と雇用の維持・確保ができるよう事業者への助成金、給付金の拡充やプレミアム商品券などの地域内消費喚起に繋がる施策の実施が図られるよう要望する。

2. 商工会の経営支援体制確立への配慮

コロナ禍においては、小規模事業者の持続的発展・成長と生産性の向上に向けた伴走型の支援が求められている。一方で、働き方改革、DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化、事業承継への対応などの課題も山積しており、これらの課題を着実に解決していくためには、身近で寄り添って支援を行う商工会の果たす役割は極めて大きい。

このような中、市町村との連携を強化し、地域活性化と小規模事業者の持続的発展、雇用の維持・確保を図ることが求められているが、職員の減少によるマンパワー不足によって適切な経営支援に支障をきたしている。

ついては、商工会が経営支援機関としての役割を果たすためにも、補助対象職員の設置定数等について、商工会の事情を勘案し弾力的な運用と見直しにより、支援体制の強化が図られるよう要望する。

3. 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充

商工会は、地区内の小規模事業者を支援するため、地域密着型の巡回訪問の強化・拡充を徹底し、小規模事業者が抱える課題の把握と解決に向け積極的に取り組んでいる。

とりわけ、経営発達支援事業の実施及び事業継続力強化支援計画の策定については、商工会と自治体が密接な連携を図っていくことが重要なため、県の小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象となっている商工会の人件費や事業費（事務局長設置費、記帳指導員等謝金等を含む）については、市町村の小規模事業対策補助金として必ず交付対象になるよう見直すなど、地元行政と商工会が一体となって取り組む地域振興対策に係る予算とあわせ、十分かつ安定的に確保され確実に執行されるよう要望する。

4. 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携推進

国において、小規模企業の振興に特化した「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」が制定され、小規模企業振興に対する地方自治体の責務が明記されるなど、小規模事業者が地域に果たす役割が重要視されている。

愛知県においても、産業労働政策の大きな柱の一つとして「中小企業力の強化」を掲げ、中小企業の振興に注力することとされ、その具体的な取り組みの一つとして、平成24年10月に「愛知県中小企業振興基本条例」が制定された。

そのような中、県と市町村が商工会等と連携しながら小規模事業対策の一層の拡充強化を図っていくためには、市町村の重要施策の中に小規模企業振興を明確に位置づけることが極めて重要である。

したがって、すべての市町村が小規模企業振興基本条例を早期に制定し、以下の項目を盛り込むよう要望する。

- (1) 小規模事業者の振興について、「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づけること。
- (2) 市町村が小規模事業者の振興について5年間の基本計画を定めるよう明記し、政策の継続性・一貫性を担保しながら、その成果を報告・評価する仕組みを作ること。
- (3) 市町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携しながら小規模事業者に寄り添って支援する商工会の位置づけを明確にし、小規模企業施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。

- (4) 当然に商工会と地域全体の事業者との連携による地域づくりが不可欠であることから、スーパーやコンビニエンスストアなどのチェーンストア及び大型店等の積極的な商工会への加入を促すための規定を盛り込むこと。

5. 小規模事業者の販路拡大にかかるデジタル化への支援

新型コロナウイルス感染症拡大により、業務効率化目的でデジタル化が進展し、ITツールを活用した販路促進活動が増加している。

コロナ収束後に向けて、新たな販路開拓・売上拡大等を図るためにインターネットを活用したD2C販売の需要が拡大する一方で、自ら対応することが困難な小規模事業者が多く散見される。

今後、ECサイトを活用した通信販売が加速する中で、ICT化（情報通信技術）に対応するための施策の創設を要望する。

6. 働き方改革に対応するための支援

働き方改革の導入に伴い、企業活動の一層の効率化が求められる中小・小規模事業者は、自力での企業内環境整備が困難である。

そのため、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に取り組む事業者を始め、小規模事業者の生産性の向上や労働環境の整備を推進するため、働き方改革を支援する施策の創設を要望する。

7. 市町村版小規模事業者持続化補助金の創設

国の小規模事業者持続化補助金事業については、愛知県の商工会地域の事業者ニーズが非常に高く、令和2年度は一般型・コロナ特別対応型2,709件の申請があり、うち1,209件が採択されているところである。この補助事業は、事業主に経営計画の重要性を認識させるとともに小規模事業者の販路開拓、雇用対策やコロナ禍での事業継続に対して非常に有益な支援策となっているが、利用する事業者側にとっては制約が多いものとなっている。

そこで、販路拡大、売上の増加に取り組む事業者が、一層利用しやすい制度として多くの小規模事業者が活用できるよう、市町村独自の補助制度創設を要望する。

また、小規模事業者の一層の事務負担軽減のために、申請手続きについて簡素化が図られるよう講じられたい。

8. 小規模事業者に対する金融支援策の充実

中小・小規模事業者の資金繰りは、コロナ禍の長期化で過剰債務を抱える中小・小規模事業者が増加傾向にあり、借入金の返済が始まる企業の返済財源が業績の回復の遅れにより、資金繰りに窮する企業の続出が懸念される。

地域経済の担い手である小規模事業者が、コロナ禍の影響を受け、かつ厳しい経済環境の下、懸命な経営努力を続けている状況で、事業継続のため小規模事業者向けの金融支援施策を拡充強化することは極めて重要である。

したがって、金融機関が行う中小企業向けの融資において、借入に係る負担を軽減するための信用保証料助成や利子補給など、小規模事業者に特化した資金調達の利便性向上を図るための所要の策を講ぜられるよう要望する。

9. BCPの普及促進に向けた支援

度重なる自然災害を踏まえて、中小企業・小規模事業者においても防災意識が非常に高まっている。

しかしながら、中小企業・小規模事業者のBCPの策定状況は未だに低い水準に留まっている現状である。

災害発生時には産業のサプライチェーンが寸断し、日本経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるなど、中小企業・小規模事業者の多くはBCPの必要性を認識はしているものの、策定にあたっての十分なノウハウと財政的な余力がないことや人手不足などが要因であるものと想定される。

そのため、BCP策定を促進するためにも、中小企業・小規模事業者を対象としたBCP講習会を開催し、一層の啓発を図っていくとともに、BCP策定に取り組む事業所に対し、機器・器具等の導入を促進するための助成金制度や耐震化を図るための補助制度などの創設を要望する。

10. 地域間格差の是正と地域づくりへの支援

少子・高齢化の進展によって、中心市街地と過疎地域の格差が縮まらず、格差が広がりつつある。このような状況の中で、過疎地域の小規模事業者の廃業に歯止めがかからず、地域経済が非常に厳しい状況にある。

我が国経済・国民生活の均衡を維持するため、過疎地域の産業振興や社会基盤の整備拡充を図り、豊かで住みよい地域づくりに向けた振興支援策を図り、小規模事業者の事業の継続と創業支援の促進を要望する。

11. 地域商工業独自事業への助成

長久手市商工会が地域総合振興事業として実施している「ながくて商店街事業」及び「子ども商店街事業」は、地域に密着した事業として多くの市民から期待され、継続を願われている事業である。また、昨年度コロナ禍の中、新たな新規事業として実施した「オンライン子ども商店街」など、これらの事業を引き続き実施するために、市の財政的支援を要望する。

令和3年11月15日

愛知県商工会連合会

会 長



令和3年11月15日

長久手市商工会

会 長

副会長

副会長

令和３年第４回長久手市議会定例会議事日程（第２号）

令和３年１１月２６日（金）午前１０時開議

- 第 １ 諸般の報告
請願の提出について
- 第 ２ 諸般の報告に対する質疑
- 第 ３ 議案第５３号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第 ４ 請願第３号新疆ウイグル自治区における人権侵害問題に関して意見書を求める請願
（請願の上程、紹介議員の説明）
- 第 ５ 議案第５４号令和３年度長久手市一般会計補正予算（第１０号）から議案第６３号まで及び請願第３号
（議案等に対する質疑、委員会付託）

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月7日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

田崎 あきひさ 議員

岡崎 つよし 議員

山田 けんたろう 議員

ささせ 順子 議員

野村 ひろし 議員

木村 さゆり 議員

令和3年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年12月8日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

青 山 直 道 議員

伊 藤 真 規 子 議員

大 島 令 子 議員

川 合 保 生 議員

加 藤 和 男 議員

令和３年第４回長久手市議会定例会議事日程（第５号）

令和３年１２月９日（木）午前９時３０分開議

第１ 一般質問

（個人質問）

富 田 え い じ 議員

わたなべさつ子 議員

なかじま和代 議員

さ と う ゆ み 議員

石じまきよし 議員

令和３年第４回長久手市議会定例会議事日程（第６号）

令和３年１２月１７日（金）午前１０時開議

- 第１ 議案第５４号から議案第６３号まで及び請願第３号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和4年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和4年2月24日～3月24日 29日間)

日 次	月 日	曜日	開 催 時 間	摘 要
第1日	2月24日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月25日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	2月26日	土		休 会
第4日	2月27日	日		休 会
第5日	2月28日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	3月1日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	3月2日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	3月3日	木		休 会
第9日	3月4日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	3月5日	土		休 会
第11日	3月6日	日		休 会
第12日	3月7日	月		予 備 日
第13日	3月8日	火		予 備 日
第14日	3月9日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	3月10日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	3月11日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	3月12日	土		休 会
第18日	3月13日	日		休 会
第19日	3月14日	月		予 備 日
第20日	3月15日	火		休 会
第21日	3月16日	水	午前9時30分	予算決算委員会
第22日	3月17日	木		予 備 日
第23日	3月18日	金		休 会
第24日	3月19日	土		休 会
第25日	3月20日	日		休 会
第26日	3月21日	月		休 会
第27日	3月22日	火	午前10時	議会運営委員会
第28日	3月23日	水		休 会
第29日	3月24日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

2月 3日(木) 午前10時 議会運営委員会

2月 9日(水) 午前 8時30分から 2月10日(木) 正午まで
一般質問通告受付

2月10日(木) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月17日(木) 午前10時 議会運営委員会

(案)

令和3年12月〇〇日

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項

(目的)

第1条 この基準は、長久手市議会基本条例に基づき、更なる議会改革を目指すため、ICT技術を活用することで、議会機能の強化をはかり、情報通信機器が適切に使用され、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

会議 地方自治法第102条第1項で定める定例会、臨時会、長久手市議会委員会に関する条例に規定する常任委員会(分科会を含む)、議会運営委員会、特別委員会並びに長久手市議会会議規則第116条に定める協議又は調整を行うための場をいう。

情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理に使用する機器(パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等)をいう。

会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。

グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するためのソフトウェアをいう。

アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用する議員、議会事務局職員及び執行機関の関係者(以下「使用者」という。)は許可申請書(様式1)を議長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与された端末(以下「貸与端末」という。)については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

3 情報通信機器の使用に係る通信手段は、使用する情報通信機器に最適なものを使用者が選択する。

(端末機の貸与)

第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員ひとりに1台貸与するものとする。

2 議員は、会議又は議員活動のため必要な情報の収集、情報伝達等、貸与端末を有効に利用しなければならない。

3 議員は、貸与端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 貸与端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、会議その他の議員活動に必要なものに限定し、アプリケーション導入許可申請書(様式2)を議長に提出する。

5 貸与端末の使用に係る通信料は、市が構築(契約)した範囲内とし、追加等を認めない。

6 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。(注1)

7 貸与端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、原状回復を行わなければならない。

8 使用者は、貸与端末を紛失、破損等発生させた場合、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(情報通信機器の取り扱い)

第5条 議員は、情報通信機器を使用する場合は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がける。

(会議用システム等の利用者)

第6条 会議用システム等は、各システムのアカウントを持つ使用者でなければ利用してはならない。

(グループウェアの利用)

第7条 グループウェアの利用については別に定める。

(禁止事項)

第8条 使用者は、情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

会議中に音声や操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為を行うこと。

会議中に議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、

録音等を行うこと。

会議中に電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）掲示板等への投稿を行うこと。

貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更を行うこと。

貸与端末の性能、設定、及び機能を変更すること。

会議中に議会活動及び議員活動に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアを使用すること。

その他議長が定めたこと

（違反行為に対する措置）

第9条 前条に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。

なお、再三の注意によっても違反が改められない場合は、情報通信機器の使用を制限させることができる。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に次に掲げる事項を遵守するものとする。

情報の送受信は、使用者の責任において行う。

使用者は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、既その等の防止に努める。

使用者は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理する。

個人情報等の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずる。

（セキュリティ対策）

第11条 使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

（費用負担）

第12条 貸与端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

第4条第4項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入に要した費用

第4条第8項の規定により生じた費用

第8条の各号の規定に違反したことを原因として生じた費用

(補 則)

第 13 条 情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会で協議するものとする。

2 この申合せについて定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この申合せは、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

(注 1) 使用権限がなくなったときとは、任期の途中で議員が辞職する場合。

議員の改選の際は、任期満了後直ちに返却する。